



4年に一度のワールドカップ。現在もまだ、決勝トーナメントは続いています。日本代表のベスト16進出は、素晴らしい活躍でしたね。ベルギー戦は、深夜の放送にも関わらず、応援をされた方も多いのではないのでしょうか？

敗れた日本代表の試合直後のロッカールームとされる写真がツイッターに投稿されていますが、とてもきれいに清掃がされていて、ロシア語で「ありがとう」と書かれたメッセージが残されていたそうです。礼儀を重んじる日本人の魂がそこにはあり、感謝の気持ちを伝えて後を去るスタッフさんも含めた日本代表は日本の誇りですね。



相続のルールが大きく変わる！

民法の相続分野の規定（相続法）が、約40年ぶりに大きく変わることになりそうです。

民法の改正案は下記の通りとなっています。

【配偶者居住権が新設】

「配偶者居住権」は、残された高齢の配偶者の保護に重きをおき、自宅の権利を「所有権」と「居住権」に分けることで、所有権が別の相続人のものとなったとしても、配偶者が住み続けることができるようにするものです。原則として、亡くなるまで行使でき、譲渡や売買はできません。「配偶者居住権」の評価額は、平均余命などを基に算出され、一般に配偶者が高齢であるほど低くなり、所有権よりも安くなるように設定されます。

【結婚20年以上で遺産分割から除外】

改正案では、婚姻期間が20年以上の夫婦であれば、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた自宅や居住用土地は原則として遺産分割の対象から外すことができることが、盛り込まれました。婚姻期間が20年以上であれば、配偶者が生前贈与などで得た住居は「遺産とみなさない」という意思表示があったと推定する規定が民法に加えられました。

【介護で金銭請求】

配偶者以外にも優遇策が講じられています。相続権のない6親等以内の血族と3親等以内の配偶者が介護などに尽力していれば、相続人に金銭を請求できる制度が盛り込まれました。ただし、事実婚や内縁など、戸籍上の親族でない人は従来通り請求できません。

【仮払制度の創設】

現在は、遺産分割協議が成立するまで原則として銀行などの金融機関が、被相続人の遺産の払い戻しや名義変更に応じることがありません。これにより、生活費の確保が十分でなかったり、葬儀費の支払いに支障を来したりするケースが起きています。このため、遺産分割前に生活費などを故人の預貯金から引き出しやすくする「仮払制度」が新設されます。

【自筆証書遺言のトラブル防止】

「終活」への関心の高まりや自分の死後のトラブルを避けるため、自筆証書遺言を書き残す人が増えているとみられます。そこで、生前に書く自筆証書遺言を公的機関である全国の法務局で保管できるようにして、相続人が遺言の有無を調べられる制度を導入することになりました。

【遺留分見直しで事業承継後押し】

中小企業の事業承継では遺留分制度が大きな障害になることがあります。

相続人が複数いる場合、自社株式を後継者に集中させようとすると他の相続人の遺留分を侵害してしまい、結果として自社株式を相続人の間で分散保有せざるを得なくなるという問題が指摘されています。



現行は、遺留分の基礎財産に含める贈与に期間制限はありません。改正案は、相続開始前の10年間の贈与に限定することになりました。早期に自社株式を後継者に贈与して10年経過すれば、遺留分の問題は生じなくなります。自社株贈与の早期移転がより可能になりそうです。

「相続・贈与のQ & A」



Q.ローンと一緒にアパートを贈与した場合の贈与税額の計算方法はどなりますか？

ローンなどの債務を負担させることを条件にした財産贈与「負担付贈与」をすると、贈与財産の「時価」から負担額を差し引いた金額に贈与税がかかります。

通常、贈与税を計算する際の財産の評価額は、相続税と同様に「相続税評価額」を使います。相続税評価額は一般的に時価と比べて低くなります。しかし、**負担付贈与は時価で評価**するので、贈与税額が高くなります。

ローンを含めて贈与すると、土地を渡した人にとっては、ローンの負担を肩代わりしてもらうことになるので、譲渡所得が発生します。利息を含むローン残高がマンションの取得費を上回れば譲渡所得税や住民税がかかる可能性があります。

Q.自営業の父が他界 相続税以外に税金の手続きはありますか？

自営業者など確定申告が必要な人の死亡に伴う税務署での手続きには、死亡から10か月以内に行う相続税の申告のほかに、被相続人の確定申告を相続人が代わりに行う、「**準確定申告**」があります。

通常確定申告は1年間の所得と税額を計算して翌年の2月16日から3月15日までの間に税務署で申告と納税をしますが、死亡した人の確定申告（準確定申告）は、1月1日から死亡日までの所得金額と税額を計算し、相続人が死亡を知った翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。被相続人が1月1日から3月15日までに死亡して、かつその前年の確定申告が行われていなければ、前年分の申告も併せて準確定申告をします。

【短期雇用のバイトの源泉所得税は？】

雇用期間が**2カ月以内**の短期雇用の人の源泉徴収税額は「源泉徴収税額表」の「日額表」を使って計算します。

会社は源泉徴収をする際、給与所得の源泉徴収税額表の「**月額表**」もしくは「**日額表**」を使って源泉徴収税額を計算します。

月払いの社員の源泉徴収税額は、時給や日給として給与計算していても「月額表」を使うのが原則です。ただし、例外もあり、2カ月以内の期間を決めて雇用する人の源泉徴収税額は、月払いでも「日額表」で計算します。2カ月を超えて継続雇用しない日雇い労働者も同様です。

適用する表を誤ると税額が変わってしまうので注意が必要です。

【会計帳簿や書類の保存はいつまで必要？】

帳簿書類の保存期間は税法上、確定申告書の提出期限から**7年間**と決められています。

ただし、**欠損金**が発生した年は保存期間が延び、平成20年3月から30年3月に終了した事業年度なら9年間、**平成30年4月以降に終了する事業年度なら10年間**保存しなければなりません。

帳簿や書類を決められた期間、残しておかないと青色申告が取り消されるおそれがありますので、ご注意ください。



7月の運勢

おひつじ座

何事にも丁寧に取り組むことで、評価は高まっていくはず。自分の能力も努力次第で伸びそう。

おうし座

遠出は吉です。いつもと違った環境に身を置くこと、運気を高める作用を発揮してくれそうです。

ふたご座

自分は、どうしたのか、どういう道へと進みたいのか、改めて、じっくり考える時間を持つと良いでしょう。

かに座

素晴らしい出会いの運氣。物事も順調に進み、嬉しい出来事が連続して起こりそうな氣配です。

しし座

何事にも限界かな？と感じた時、もうひと押しを心掛けて実行すれば、成果が出るはず。成果が出るはず。

おとめ座

何事にも、先入観を持たずに情報ゼロの状態に対応するのが吉となりそうです。チャンスをつかんで。

てんびん座

今月はスタートの月です。新しい世界に思い切って飛び込むとチャンスがあります。

さそり座

適度な緊張と興味を感じる環境が運氣上昇。初めてのことにチャレンジを。

いて座

予定外の収入があり、貯金ができそう。経済的に余裕ができて、リッチになれそう。

やぎ座

小さな間違いが大きな失敗につながる危険性があるので、今月はいつにもまして慎重に。

みずがめ座

使うほどにお金が入ってくる運氣。今月は楽しくお金を使うのがお勧めです。

うお座

頼まれ事があった時は、気持ち良く引き受けましょう。やってみていいことがあれば、動いてみて吉。

UK GROUP 優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお待ち
しております。